

各学校法人理事長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校情報機器整備費補助金（学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業）
の計画調書の提出について（依頼）

標記について、文部科学省高等教育局私学部私学助成課長から別添のとおり依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、積極的な申請をご検討いただくとともに、事業計画の申請にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等、下記事項及び別添通知を遵守の上、計画調書を作成し、提出してください。

記

1 募集対象事業

私立学校情報機器整備費補助金交付要綱（令和2年3月3日文部科学大臣決定）に定める事業のうち、以下の事業

○ 学校のICTを活用した授業環境高度化推進事業

※補助年度の前年度に契約が締結されている事業等、交付内定前に着手しているものは対象外とする。

※補助対象とできる指導用コンピュータの整備台数の上限は、当該学校における教員数から、学級数（いわゆるクラス担任数）を除いた数までとする。

※補助率については、補助対象経費の1/2以内とする。ただし、指導用コンピュータの整備台数に4.5万円を乗じた額を補助上限額とする。

※補助対象経費、補助率等及び補助対象整備台数に関する詳細については、文部科学省依頼文（令和4年3月30日付け3高私助第30号）及び補助金交付要綱等を十分に確認すること。

2 提出書類

- (1) 計画調書（様式1）
- (2) 採択理由書（様式2）
- (3) 私立学校情報機器整備費に係る確認事項（様式3）
- (4) 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し（見積依頼にあたっての仕様書を含む）
- (5) その他参考となる資料（任意）

3 提出期限及び提出方法等

- (1) 提出期限
令和4年4月25日（月）【厳守】

(2) 提出方法

①上記2に記載の提出書類一式（紙媒体）を郵送等により提出（部数：2部）

※提出書類に対して、書類種別ごとにインデックスを貼付する必要はありません。

※提出書類は、(1) から (5) の順にクリップ留めの上、クリアファイルに綴じて提出してください。

②上記2に記載の提出書類一式を電子メールにより提出

※提出書類 (1) から (3) については、E x c e l 形式にて提出してください。

※提出書類 (4) 及び (5) については、P D F 形式にて提出してください。

※電子メールの件名は「【学校名】私立学校情報機器整備費補助金（教員端末）計画調書の提出について」としてください。

※電子メールの送信に際して、添付ファイルが大容量（概ね5MB以上）となる場合は、複数回に分割するなどして、確実に送付するようにしてください。

(3) 提出先

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ

（郵送）〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階

（電子メール）shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

4 留意事項

- ・ 計画調書の作成にあたっては、文部科学省依頼文及び様式に記載された注意事項をご確認の上、作成するようにしてください。
- ・ 提出書類(4)において、補助事業が補助対象と対象外に分かれる場合は、採択業者の見積書の写し等にマーカー等を用いてわかりやすく明示するようにしてください。
- ・ 購入する機器等の定価表やカタログの提出は不要です。
- ・ 過去に補助事業で整備した設備を廃棄・更新する場合は、当時の事業計画書と実績報告書等を提出してください。

※依頼文、様式等は、大阪府ホームページに掲載しています。

HPアドレス <https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

大阪府教育庁私学課小中高振興グループ 吉田、河瀬

〒540-8570

大阪府大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階

（電 話）06-6210-9274 （F A X）06-6210-9276

（E-mail）shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp